

くらしのご用心

身近なトラブル注意報

「私は絶対にだまされない」という思いこみは禁物です!
悪質商法の手口を知り、対処法を身につけましょう。



- 事例 1 屋根工事の訪問販売 2ページ
- 事例 2 還付金詐欺 3ページ
- 事例 3 光回線サービスの乗り換え勧誘 4ページ
- 事例 4 家庭用電気マッサージ器でケガ 5ページ
- 消費者を守る! クーリング・オフ制度 6~7ページ
- 消費生活センターってどんなところ? 8ページ

事例
1

屋根工事の訪問販売

突然うちに来た作業着の男性に、「お宅の屋根はズレている」「雨漏りするかもしれないからすぐに直したほうがいい」と補修工事をすすめられ、その場で契約書にサインして工事代金の一部を支払った。
しかし、本当に必要な工事だったのだろうか。



ひとこと
アドバイス



- 「すぐに修理しないと大変なことになる」などと契約を急かされたり、「火災保険を使えば無料でできる」と勧誘されたりしたら要注意です。
- 決してその場では契約せず、複数の業者から見積もりをとったり、家族や信頼できる人に相談したりするなどして、慎重に検討しましょう。

事例 2

還付金詐欺

役所の人から約3万円の還付金があると連絡があった。携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、指示された番号に電話し、言われるがままにATMを操作した。還付金が振り込まれたと思い口座残高を確認したところ、約100万円を他人の口座に振り込んでいた。



★電話のほか、メールやSMSにより連絡をしてくるケースもあります。

ひとこと アドバイス

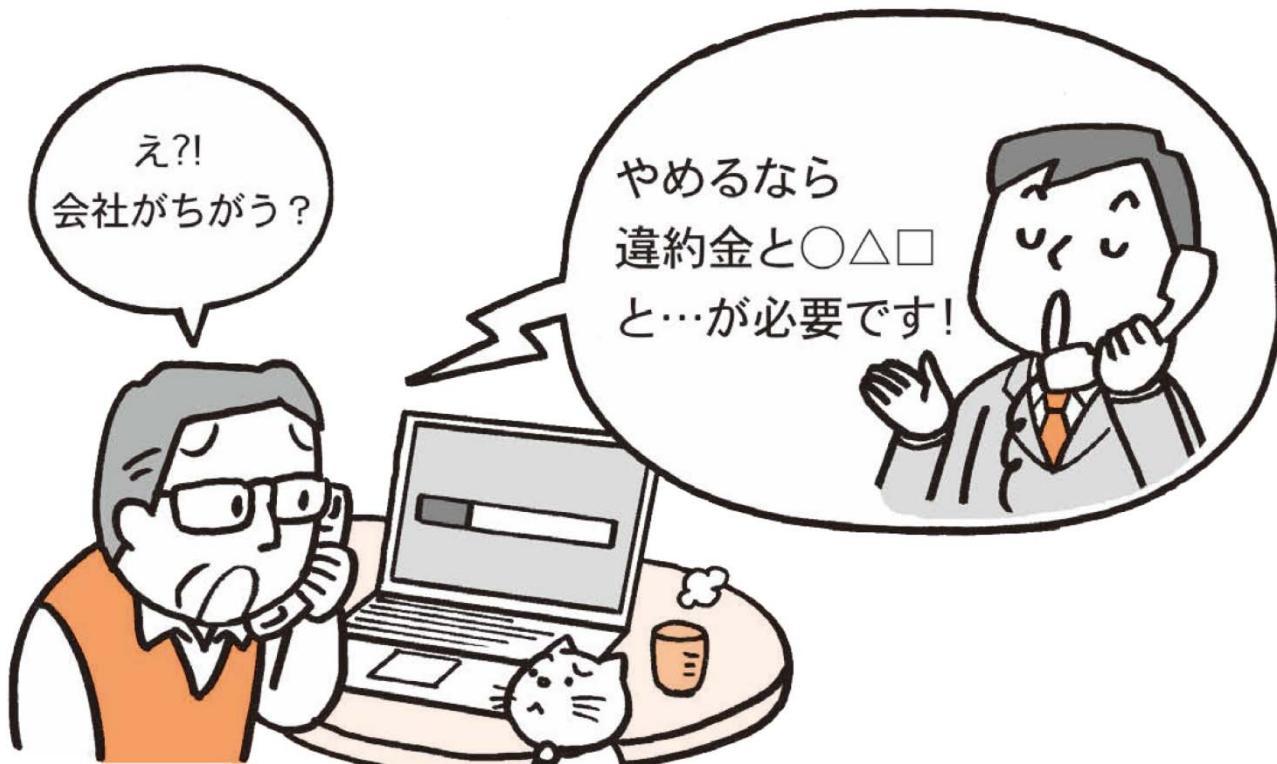


- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話は詐欺です。役所や金融機関の職員が、還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することは絶対にありません。そのまま電話を切ってください。
- 税金や医療費の還付金等に心当たりがある場合は、必ず役所の担当部署に電話をかけて確認しましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに家族など、周囲に相談してください。

事例
3

光回線サービスの乗り換え勧誘

契約中の大手電話会社を名乗る業者から「ネットが安くなり、高速になる」と電話で勧誘され、光回線のプラン変更だと思い、何かの番号を取得して契約したが、別業者との契約に変更されていたことがわかった。ネットの速度は遅くなり、料金も安くならなかったため解約を申し出たところ、約7万円が必要と言われた。違約金等を払わず、元に戻して欲しい。



ひとこと アドバイス



- 必ず契約する業者名、サービス名、費用等を確認しましょう。NTT東日本、NTT西日本(NTT東西)から他の業者に乗り換える(転用)場合は、転用承諾番号の取得が必要で、NTT東西との光回線の契約はなくなります。
- 安くなると言われても、他のサービスとのセット契約で今より料金が高くなることもあります。料金などの契約内容を確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。

事例
4

家庭用電気マッサージ器でケガ

- ① マッサージチェアを初期設定のまま 8 日間使用したら、背骨が削れ、入院した。
(80 歳代)
- ② フットマッサージ器に強く締め付けられ、足が赤く腫れ上がった。
(80 歳代)
- ③ ベッド型マッサージ器で背骨を痛め、寝返りも打てなくなった。
(60 歳代)



ひとこと
アドバイス



- 使用が禁止されている疾病があります。購入時や使用前にはメーカーと販売店、医師に確認しましょう。
- 異常や危険を感じたらすぐ止められるよう、リモコンを近くに置き、また、操作方法を理解しておきましょう。
- 安全のため、「弱」の強さから使用を始めましょう。
- カバーの破れなど、外観に異常がないか点検しましょう。

消費者を
守る!

クーリング・オフ制度



● クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

● 対象となる取引と期間

対象となる取引と期間は、特定商取引法やその他の法令等によって定められています。（7ページ参照）
訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間です。

● 手続きの方法

クーリング・オフは、販売業者に対し書面で通知します。

- ① 7ページの記入例を参考に、はがきに書いて、両面をコピーします。
- ② 「特定記録郵便」または「簡易書留」などで送ります。
- ③ はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証と一緒に保管しておきましょう。

*支払った代金は全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者に引き取るように伝えます。

商品の引き取り費用は販売業者の負担です。

*クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。

クーリング・オフができるかどうか、書き方・手続き方法が分からぬときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください。



クーリング・オフができる取引と期間(特定商取引法)

訪問販売	キヤッチセールス、アポイントメントセールス含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療*	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネスともいう	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	8日間

*脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

- ★ 期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。まずはご相談ください。
- ★ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品に関する特約を設けている場合はそれに従い、特約がない場合は商品を受け取った日から数えて8日以内であれば、返品できます(返品費用は購入者負担)。

クーリング・オフ通知の記入例

はがき 表面

	□□□□-□□□□
○○県○○市○○町 ○丁目○番○号	
株式会社×××× 代表取締役△△△△△ 様	

はがき 裏面

	通知書
次の契約を解除します。	
契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○○○ 契約金額 ○○○○○○○円 販売業者 株式会社×××× □□営業所	
担当者 △△△△△△△	
支払った代金○○○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。	
○○年○月○日	
○○県○市○町○丁目○番○号 氏名 ○○○○○○○	

- ★ クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。

消費生活センターって どんなところ？



地方公共団体が運営する、消費者のための相談業務等を行う機関です。役所の中にあるほか、住民が立ち寄りやすい駅近くの施設に入っている場合もあります。

消費生活に関する相談を電話などで受け付け、問題解決のためのアドバイスやあっせんを行うほか、消費者被害を防止するための啓発活動なども行っています。

相談は無料、秘密は厳守します。一人で悩まずに、お住まいの自治体の消費生活センターなどを気軽にご利用ください。

おかしいな？

困ったな！

と思ったら…

消費者ホットライン



188(いやや!) *局番なし

日本全国お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

*ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口で来所相談等を行っている場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

お住まいの近くの相談窓口（その他、メモ欄としてお使いください）-----

相楽消費生活センター

(0774) 72-9955

fax.(0774) 72-9933



ちょっと待て、
その契約!!

- 相談日／月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）
- 相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地／木津川市木津上戸15番地 相楽会館内